

## 中央交通安全対策会議専門委員会について

### 1 専門委員

中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣、委員：関係 13 大臣）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるとされており（交通安全対策基本法第 15 条第 4 項）、昭和 46 年度から始まった第 1 次交通安全基本計画の作成以来、交通安全基本計画の作成に当たっては、専門委員会を開催し、交通安全に高い識見を備えた学識経験者等から意見を聴いている。専門委員は、内閣総理大臣が任命する。

第 10 次交通安全基本計画の作成に当たって、20 名の専門委員が本年 3 月 1 日に任命された。

### 2 会議の開催

平成 28 年度から始まる第 10 次交通安全基本計画は、平成 28 年 3 月までに中央交通安全対策会議において決定される必要があるため、専門委員会を、本年 3 月から約 1 年間、5 回程度開催する。

### 3 資料の公開等

- ・ 専門委員会会議は非公開。
- ・ 専門委員会会議の終了後速やかに議事要旨を作成し、会議資料とともに内閣府ホームページに掲載。
- ・ 専門委員会会議の議事録を作成し、各専門委員に確認の上、内閣府ホームページに掲載。

### 4 国民等からの意見聴取

- ・ 第 10 次交通安全基本計画に盛り込むべき事項について、都道府県・政令指定都市、関係団体等に対して照会（現在集計中）。
- ・ 9 月頃までに基本計画中間案を作成し、同案に関し公聴会の開催、意見募集（パブリックコメント）を予定（本年秋頃）。
- ・ これら政府に寄せられた国民の意見等については、適宜、専門委員会会議において報告。

## 第10次交通安全基本計画作成スケジュール

年 月	中央交通安全対策会議	関係省庁	都道府県・関係団体等
27年 3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3/1中央交通安全対策会議専門委員発令</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3/16第1回専門委員会会議 ○交通事故発生状況 ○9次計画の評価結果 ○計画策定スケジュール ○議論事項試案 等</div>		
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2回専門委員会会議 (注1) ○意見募集結果報告 ○「基本政策等調査」結果報告 ○議論事項試案 等</div>		
5月			
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第3回専門委員会会議 ○関係省庁からの今後の施策説明 ○議論事項試案 等</div>		
7月		基本計画(中間案)の作成	
8月			
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第4回専門委員会会議 ○基本計画(中間案) 等</div>		(注2) ①公聴会 ○基本計画(中間案) ○専門委員会会議の審議状況 等  ②都道府県・政令指定都市 交通安全対策主管課(室)長会議 ○基本計画(中間案) ○専門委員会会議の審議状況 等  ③意見募集手続 (いわゆるパブリックコメント)
10月			
11月			
12月			
28年 1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第5回専門委員会会議 ○公聴会等結果報告 ○基本計画(案) 等</div>		
2月			
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中央交通安全対策会議 (第10次交通安全基本計画決定)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">各指定行政機関へ通知</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">各都道府県へ通知</div>
4月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指定行政機関交通安全業務計画の開始</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">都道府県交通安全計画の開始</div>

(注1) 第2回以降の専門委員会会議の議題の詳細については、状況等を踏まえ、変更等が有り得る。

(注2) ①～③の詳細は検討要。